

令和5年度

地方公務員の管理監督職勤務上限年齢制
に関する実施状況等調査

総務省
自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室

目 次

調査要領 1

第1 調査結果（全体）

（1）令和6年4月1日実績

管理監督職勤務上限年齢制の実施状況等に関する調査結果のポイント	6
第1表 令和5年度に60歳に達した者の異動・退職等の状況（職種・団体区分別）	7
第2表 管理監督職勤務上限年齢の（条例）措置状況	8
第3表 管理監督職勤務上限年齢による降任等後の職位の状況（一般行政職）	8

第2 調査結果（団体区分別）

（1）令和6年4月1日実績

第4表 【都道府県】令和5年度に60歳に達した者の異動・退職等の状況	10
第5表 【指定都市】令和5年度に60歳に達した者の異動・退職等の状況	10
第6表 【都道府県】管理監督職勤務上限年齢の（条例）措置状況	11
第7表 【指定都市】管理監督職勤務上限年齢の（条例）措置状況	11
第8表 【都道府県】管理監督職勤務上限年齢による降任等後の職位の状況（一般行政職）	12
第9表 【指定都市】管理監督職勤務上限年齢による降任等後の職位の状況（一般行政職）	13

調査要領

1 調査目的

本調査は、地方公務員の管理監督職勤務上限年齢制の実施状況等に関する実態を把握することにより、地方公務員の高齢対策に資することを目的とする。

2 調査対象団体

都道府県、指定都市、市（指定都市を除く。以下同じ。）、特別区、町村、一部事務組合及び広域連合。

3 調査対象職員

調査対象職員は、調査対象団体に属する一般職の地方公務員（会計年度任用職員、臨時的任用職員、法律により任期の定めのある職員、大学の学長及び部局長を除く。以下「職員」という。）である。

4 区分

（1）職種

ア 一般行政職

税務職、海事職、研究職、医療職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職、教育職及び警察職以外の職をいうものであること。

イ 税務職

国の税務職俸給表の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）をいうものであること。

ウ 海事職

国の海事職俸給表（一）又は（二）のいずれかの適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）をいうものであること。

エ 研究職

国の研究職俸給表の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）をいうものであること。

オ 医療職

国の医療職俸給表（一）、（二）又は（三）のいずれかの適用を受ける者に相当する職員及び獣医師（獣医師としての資格を有し、保健所、家畜保健衛生所等において現実に獣医師として本来の業務に従事している職員に限る。）（企業職の職員は除く。）をいうものであること。

力 福祉職

国の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）をいうものであること。

キ 消防職

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 11 条第 1 項に規定する消防職員及び同法第 19 条第 1 項に規定する消防団員（常勤の職員に限る。）をいうものであること。なお、消防組織がない市町村において、専ら消防事務に従事し、消防費に係る予算から給与が支給されている者の数は含まれないものとする。

ク 企業職

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 4 号に規定する職員をいうものであること。

ケ 技能労務職

国の行政職俸給表（二）の適用を受ける者に相当する職員（企業職の職員を除く。）をいうものであること。

コ 教育職

次の①から⑤までのいずれかに該当する者をいうものであること。

- ① 国の教育職俸給表（一）の適用を受ける者に相当する職員（したがって、一般職員のうちの教務職員（昭和 32 年人事院指令 9-56 第 1 項第 1 号に規定する者に準ずる職員）が含まれる。）
- ② 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 136 号）第 1 条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「旧給与法」という。）別表第 6 の教育職俸給表（二）の適用を受ける者（人事院規則 9-2-48 による改正前の人事院規則 9-2（以下「旧規則」という。）第 9 条第 2 号及び第 3 号に規定する者を除く。）に相当する職員及び特別支援学校・専修学校・各種学校に勤務する職員で教育に従事することを本務とする職員
- ③ 旧給与法別表第 6 の教育職俸給表（三）の適用を受ける者に相当する職員（枠外教員を含む。）（特別支援学校で教育に従事する職員を除く。）
- ④ 国の教育職俸給表（二）の適用を受ける者（旧規則 9-2 第 10 条の 2 第 1 号に規定する者に限る。）に相当する職員
- ⑤ 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 2 条第 5 項に規定する指導主事（充て指導主事を除く。）及び社会教育主事

サ 警察職

国の公安職俸給表（一）の適用を受ける者に相当する職員をいうものであること。

(2) 団体区分

- ① 「市・特別区」とは、市及び特別区の合計であること。
- ② 「一部事務組合等」とは、一部事務組合及び広域連合をいうものであること。

(3) 職位

- ① 「管理監督職」とは、管理職手当を支給される職及びこれに準ずる職であって、条例で定められている職をいうものであること。
- ② 「部（局）長相当職」とは、部（局）長と同等の職位（次長も含む。）以上の者をいうものであること。
- ③ 「課長補佐相当職」とは、課長補佐又は課長補佐と同等の職位の職以上で「部（局）長相当職」及び「課長相当職」に該当しない者をいうものであること。
- ④ 「係長相当職」とは、係長又は係長と同等の職位の職以上で「管理監督職」に該当しない者をいうものであること。
- ⑤ 「その他」とは、「管理職」、「課長補佐相当職」及び「係長相当職」のいずれにも該当しない職をいうものであること。

5 留意事項

(1) 共通

「令和6年4月1日実績」とは、令和5年4月1日に施行された「地方公務員法等の一部を改正する法律」（以下、「地公法」という。）による改正後の地公法に基づき、令和6年4月1日時点における地方公共団体における管理監督職勤務上限年齢制の状況等を集計しているものであること。

(2) 調査結果（全体）関係

- ① 令和6年4月1日時点の職種で計上しているものであること（前年度から職種変更されている場合もあり得ること）。
- ② 「管理監督職上限年齢による降任等」とは、地公法第28条の2の規定に基づき、管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間（異動期間）に管理監督職以外の職等への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をした職員数を集計しているものであること。
- ③ 「特例任用」には、地公法第28条の5第1項第1号、第2号及び第28条の5第3項の規定に基づき、職務遂行上の特別の事情、職務の特殊性又は年齢別人員構成等の事情から、管理監督職勤務上限年齢制の特例として、他の官職への降任等をすべき異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員数を集計しているものであること。

- ④ 「定年前再任用短時間勤務職員」には、地公法第 22 条の 4 及び地方法第 22 条の 5 の規定に基づき、条例で定める年齢（60 歳）に達した日以後定年前に退職した者で短時間勤務の職に採用された職員数を集計しているものであること。
- ⑤ 「それ以外」には、管理監督職上限年齢が 60 歳より高い管理監督職に就いている職員数又は管理監督職勤務上限年齢制が適用除外される管理監督職に就いている職員数を集計しているものであること。

(3) 調査結果（団体区分別）第 4 表から第 9 表関係

令和 6 年 4 月 1 日時点における令和 5 年度に 60 歳に達した職員数について、第 1 表から第 3 表を都道府県及び指定都市の団体ごとに集計しているものであること。

第1 調査結果（全体）

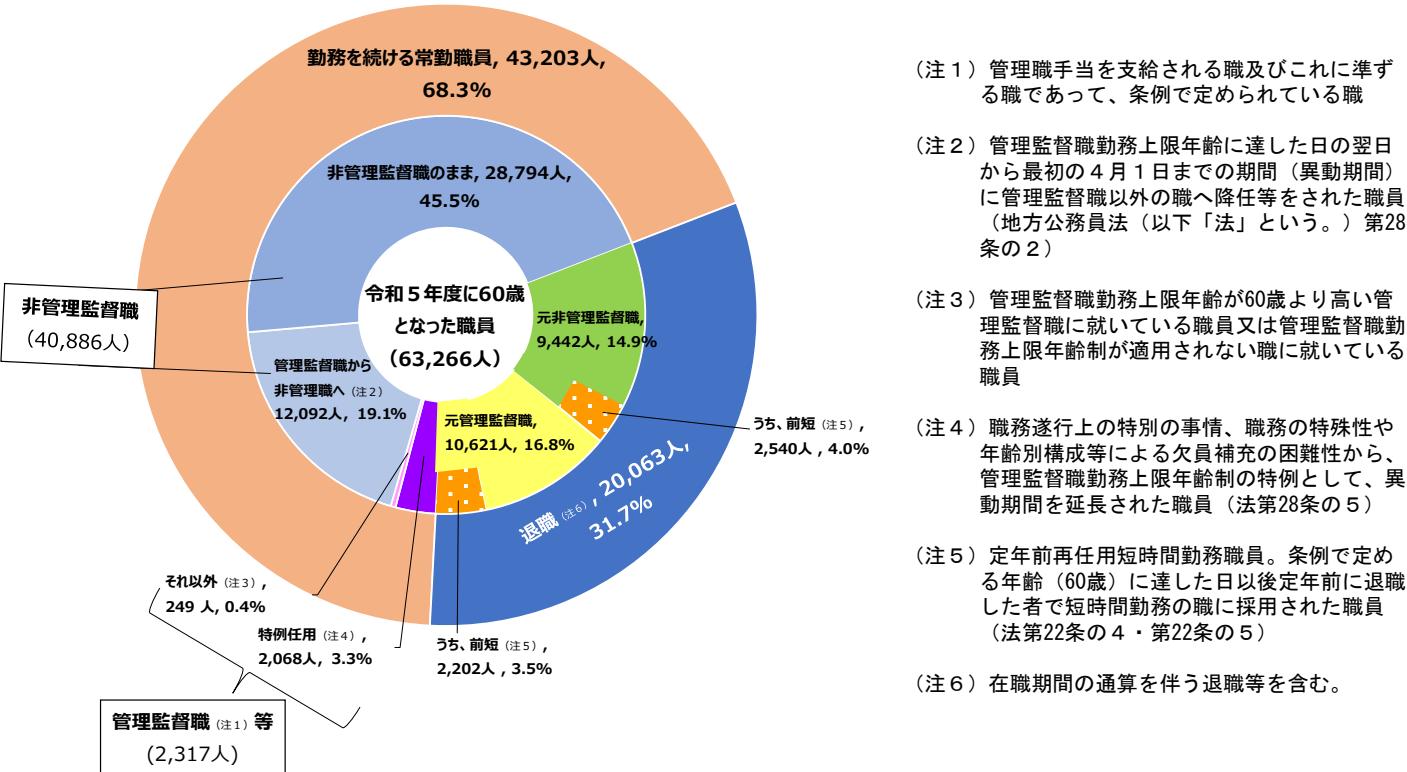
（1）令和6年4月1日実績

- 管理監督職勤務上限年齢制の実施状況等に関する調査結果のポイント
- 第1表 令和5年度に60歳に達した者の異動・退職等の状況（職種・団体区分別）
- 第2表 管理監督職勤務上限年齢の（条例）措置状況
- 第3表 管理監督職勤務上限年齢による降任等後の職位の状況（一般行政職）

管理監督職勤務上限年齢制の実施状況等に関する調査結果のポイント

1. 令和5年度に60歳に達した者の異動・退職等の状況（令和6年4月1日時点）

▶ 令和5年度は定年の段階的な引上げにより、60歳に達した職員の勤務環境が大きく変わった中、令和5年度に60歳に達した職員のうち、令和6年4月1日時点において、退職せずに勤務を続ける者は68.3%、定年前再任用短時間勤務職員となった者は7.5%であった。



2. 管理監督職勤務上限年齢による降任等後の職位の状況（令和6年4月1日時点） 【一般行政職のみ】

▶ いわゆる役職定年後の職位の状況については、部（局）長相当職や課長相当職だった者は課長補佐相当職に、課長補佐相当職だった者は係長相当職に降任等をされる場合が多い。

降任等前における職位	降任等後における職位			合計
	課長補佐相当職	係長相当職	その他の職員（注8）	
部（局）長相当職	1,012人（48.6%）	793人（38.0%）	278人（13.3%）	2,083人（100%）
課長相当職	1,993人（57.1%）	1,189人（34.1%）	309人（8.9%）	3,491人（100%）
課長補佐相当職	332人（33.6%）	538人（54.4%）	119人（12.0%）	989人（100%）
他の職員（注7）	21人（11.6%）	63人（34.8%）	97人（53.6%）	181人（100%）

（注7）管理監督職のうち、「部（局）長相当職」、「課長相当職」、「課長補佐相当職」のいずれにも該当しない職

（注8）係長未満の職、管理監督職ではない課長相当職といったものがある。

第1表 令和5年度に60歳に達した者の異動・退職等の状況（令和6年4月1日実績）

(単位：人)

区分	合計	常勤職員	管理監督職を占める職員				常勤職員	管理監督職を占める職員			管理監督職を占める職員以外				
			常勤職員	非管理職への異動	特例任用	それ以外		退職	退職	定年前再任用短時間勤務職員	それ以外	退職	定年前再任用短時間勤務職員	それ以外	
一般行政職	都道府県	7,353	4,353	1,908	1,797	106	5	2,445	3,000	2,170	317	1,853	830	246	584
	指定都市	2,275	1,355	520	443	77		835	920	591	203	388	329	145	184
	市・特別区	8,096	5,754	3,801	3,557	230	14	1,953	2,342	1,608	627	981	734	367	367
	町村	2,484	1,996	930	857	72	1	1,066	488	371	135	236	117	46	71
	一部事務組合等	322	252	106	90	15	1	146	70	50	20	30	20	6	14
	計	20,530	13,710	7,265	6,744	500	21	6,445	6,820	4,790	1,302	3,488	2,030	810	1,220
税務職	都道府県	411	292	123	104	19		169	119	55	10	45	64	32	32
	指定都市	146	115	31	31			84	31	5	3	2	26	6	20
	市・特別区	231	190	91	90	1		99	41	24	11	13	17	5	12
	町村	81	68	23	22	1		45	13	9	7	2	4	2	2
	一部事務組合等	1							1	1					
	計	870	665	268	247	21		397	205	94	31	63	111	45	66
海事職	都道府県	16	11	2	2			9	5	1		1	4		4
	指定都市	2	2	1	1			1							
	市・特別区	2	1	1	1				1	1		1			
	町村	3	2					2	1	1		1			
	一部事務組合等	1	1	1	1										
	計	24	17	5	5			12	7	3		3	4		4
研究職	都道府県	367	240	165	159	6		75	127	95	15	80	32	10	22
	指定都市	13	11	3	3			8	2	2	1	1			
	市・特別区	1	1	1	1										
	町村														
	一部事務組合等														
	計	381	252	169	163	6		83	129	97	16	81	32	10	22
医療職	都道府県	519	336	148	128	6	14	188	183	92	21	71	91	31	60
	指定都市	241	173	66	48	8	10	107	68	30	6	24	38	10	28
	市・特別区	818	606	251	201	19	31	355	212	88	26	62	124	39	85
	町村	239	187	49	41	3	5	138	52	17	5	12	35	13	22
	一部事務組合等	151	108	51	45	3	3	57	43	20	8	12	23	12	11
	計	1,968	1,410	565	463	39	63	845	558	247	66	181	311	105	206
福祉職	都道府県	142	112	27	23	4		85	30	6	1	5	24	7	17
	指定都市	167	109	24	15	9		85	58	8	3	5	50	20	30
	市・特別区	876	606	138	123	15		468	270	109	56	53	161	67	94
	町村	191	153	35	31	3	1	118	38	25	6	19	13	8	5
	一部事務組合等	18	16	3	3			13	2			2	1	1	
	計	1,394	996	227	195	31	1	769	398	148	66	82	250	103	147
消防職	都道府県	361	173					173	188	61		61	127	2	125
	指定都市	611	458	124	114	10		334	153	89	13	76	64	23	41
	市・特別区	866	563	397	383	10	4	166	303	215	73	142	88	34	54
	町村	74	67	24	21	2	1	43	7	6	1	5	1	1	
	一部事務組合等	758	476	290	277	10	3	186	282	214	89	125	68	26	42
	計	2,670	1,737	835	795	32	8	902	933	585	176	409	348	86	262
企業職	都道府県	1,073	793	211	142	30	39	582	280	133	15	118	147	65	82
	指定都市	772	608	88	64	13	11	520	164	78	15	63	86	44	42
	市・特別区	1,104	828	398	356	12	30	430	276	137	48	89	139	62	77
	町村	105	87	37	34	2	1	50	18	14	5	9	4	2	2
	一部事務組合等	293	222	98	76	17	5	124	71	31	10	21	40	17	23
	計	3,347	2,538	832	672	74	86	1,706	809	393	93	300	416	190	226
技能労務職	都道府県	414	368					368	46			46	9	37	
	指定都市	1,001	872	12	12			860	129	2		2	127	65	62
	市・特別区	1,956	1,665	30	27	1	2	1,635	291	15	14	1	276	146	130
	町村	198	162	2	1			160	36			36	14	22	
	一部事務組合等	81	72	3	3			69	9	1		1	8	3	5
	計	3,650	3,139	47	43	1	3	3,092	511	18	14	4	493	237	256
教育職	都道府県	20,701	14,411	3,468	2,356	1,050	62	10,943	6,290	2,618	356	2,262	3,672	693	2,979
	指定都市	2,934	2,237	537	234	300	3	1,700	697	249	34	215	448	93	355
	市・特別区	240	183	41	27	12	2	142	57	24	7	17	33	6	27
	町村	41	34	11	10	1		23	7	5	3	2	2		2
	一部事務組合等	2							2				2		2
	計	23,918	16,865	4,057	2,627	1,363	67	12,808	7,053	2,896	400	2,496	4,157	792	3,365
警察職	都道府県	4,513	1,874	139	138	1		1,735	2,639	1,350	38	1,312	1,289	162	1,127
	指定都市														
	市・特別区	1							1				1		1
	町村														
	一部事務組合等														
	計	4,514	1,874	139	138	1		1,735	2,640	1,350	38	1,312	1,290	162	1,128
合計	都道府県	35,870	22,963	6,191	4,849	1,222	120	16,772	12,907	6,581	773	5,808	6,326	1,257	5,069
	指定都市	8,162	5,940	1,406	965	417	24	4,534	2,222	1,054	278	776	1,168	406	762
	市・特別区	14,191	10,397	5,149	4,766	300	83	5,248	3,794	2,221	862	1,359	1,573	726	847
	町村	3,416	2,756	1,111	1,017	84	10	1,645	660	448	162	286	212	86	126
	一部事務組合等	1,627	1,147	552	495	45	12	595	480	317	127	190	163	65	98
	計	63,266	43,203	14,409	12,092	2,068	249	28,794	20,063	10,621	2,202	8,419	9,442	2,540	6,902
（構成比）		(100.0%)	(68.3%)	(22.8%)	(19.1%)	(3.3%)	(0.4%)	(45.5%)	(31.7%)	(16.8%)	(3.5%)	(13.3%)	(14.9%)	(4.0%)	(10.9%)

第2表 管理監督職勤務上限年齢の（条例）措置状況（令和6年4月1日実績）

(単位：人)

区分	合 計	60歳を超える管理監督職勤務上限年齢					
		61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66－70歳
全職種	725	482	65	40	19	82	37

**第3表 管理監督職勤務上限年齢による降任等後の職位の状況
(令和6年4月1日実績) (一般行政職)**

(単位：人)

降任等前 における 職位	職位			合計
	課長補佐相当職	係長相当職	その他の職員	
部（局）長相当職	1,012	793	278	2,083
課長相当職	1,993	1,189	309	3,491
課長補佐相当職	332	538	119	989
その他の職員	21	63	97	181
合 計	3,358	2,583	803	6,744

(降任等後の主な職務内容)

(単位：人)

	これまで培った知識 や経験を活かせる ライン業務	それ以外	高度な特命 業務	後輩の育成等	住民相談や サポート業務等	合計
一般行政職	4,642	2,102	818	831	453	6,744

第2 調査結果（団体区分別）

（1）令和6年4月1日実績

- 第4表 【都道府県】令和5年度に60歳に達した者の異動・退職等の状況
- 第5表 【指定都市】令和5年度に60歳に達した者の異動・退職等の状況
- 第6表 【都道府県】管理監督職勤務上限年齢の（条例）措置状況
- 第7表 【指定都市】管理監督職勤務上限年齢の（条例）措置状況
- 第8表 【都道府県】管理監督職勤務上限年齢による降任等後の職位の状況（一般行政職）
- 第9表 【指定都市】管理監督職勤務上限年齢による降任等後の職位の状況（一般行政職）

第4表【都道府県】令和5年度に60歳に達した者の異動・退職等の状況（令和6年4月1日実績）

(単位：人)

	合計	常勤職員	管理監督職を占める職員				常勤職員	退職	管理監督職を占める職員			管理監督職を占める職員以外					
			常勤職員	非管理職への異動	特例任用	それ以外			常勤職員	退職	定年前再任用短時間勤務職員	それ以外	退職	定年前再任用短時間勤務職員	それ以外		
									常勤職員	退職	定年前再任用短時間勤務職員	それ以外	退職	定年前再任用短時間勤務職員	それ以外		
北海道	1,486	1,115	285	246	39		830	371	204	20	184	167	38	129			
青森県	529	321	95	92		3	226	208	125	7	118	83	11	72			
岩手県	729	458	124	124			334	271	152	26	126	119	28	91			
宮城県	637	400	92	92			308	237	160	8	152	77	37	40			
秋田県	492	371	120	118	2		251	121	45	14	31	76	14	62			
山形県	472	365	93	93			272	107	57	9	48	50	28	22			
福島県	761	593	127	90	37		466	168	90	24	66	78	45	33			
茨城県	1,132	631	94	91	2	1	537	501	308	104	204	193	51	142			
栃木県	677	373	104	103	1		269	304	183	54	129	121	34	87			
群馬県	740	493	160	160			333	247	145	24	121	102	19	83			
埼玉県	929	685	227	117	110		458	244	95	7	88	149	19	130			
千葉県	1,432	721	247	176	71		474	711	234	19	215	477	34	443			
東京都	3,665	2,478	434	48	384	2	2,044	1,187	433	4	429	754	90	664			
神奈川県	1,142	775	164	85	79		611	367	187	12	175	180	32	148			
新潟県	898	622	192	135	7	50	430	276	101	14	87	175	32	143			
富山県	556	345	110	110			235	211	110	13	97	101	24	77			
石川県	439	270	84	79	5		186	169	118	28	90	51	28	23			
福井県	419	271	66	59	1		205	148	87	10	77	61	10	51			
山梨県	410	230	106	105	1		124	180	114	26	88	66	17	49			
長野県	875	646	196	179	17		450	229	121	6	115	108	26	82			
岐阜県	454	213	97	84	13		116	241	156	8	148	85	27	58			
静岡県	909	590	145	142	3		445	319	155	9	146	164	34	130			
愛知県	1,167	582	238	236		2	344	585	404	30	374	181	27	154			
三重県	663	391	116	109	7		275	272	170	28	142	102	44	58			
滋賀県	473	298	87	79	8		211	175	91	3	88	84	7	77			
京都府	629	405	113	79	34		292	224	122	9	113	102	7	95			
大阪府	1,340	877	170	87	83		707	463	207	3	204	256	22	234			
兵庫県	1,637	1,049	319	216	84	19	730	588	273	50	223	315	82	233			
奈良県	407	254	77	66	11		177	153	80	3	77	73	13	60			
和歌山县	348	190	58	55	3		132	158	87	9	78	71	18	53			
鳥取県	302	169	45	43	2		124	133	82	9	73	51	9	42			
島根県	392	237	78	59	15	4	159	155	92	9	83	63	8	55			
岡山県	501	367	111	110	1		256	134	78	12	66	56	29	27			
広島県	714	365	157	105	52		208	349	118	20	98	231	32	199			
山口県	619	399	112	94	18		287	220	126	10	116	94	6	88			
徳島県	393	243	75	75			168	150	107	25	82	43	25	18			
香川県	429	262	62	50	12		200	167	77	10	67	90	24	66			
愛媛県	614	386	120	120			266	228	105	16	89	123	31	92			
高知県	438	302	96	20	48	28	206	136	64	2	62	72	10	62			
福岡県	1,113	702	156	139	17		546	411	200	9	191	211	48	163			
佐賀県	414	288	81	79	2		207	126	85	9	76	41	18	23			
長崎県	739	517	69	46	22	1	448	222	83	15	68	139	43	96			
熊本県	528	304	83	73	10		221	224	110	7	103	114	21	93			
大分県	443	210	55	53		2	155	233	102	4	98	131	22	109			
宮崎県	549	339	100	92	8		239	210	99	3	96	111	22	89			
鹿児島県	749	529	171	156	13	2	358	220	139	6	133	81	3	78			
沖縄県	486	332	80	80			252	154	100	26	74	54	8	46			
計	35,870	22,963	6,191	4,849	1,222	120	16,772	12,907	6,581	773	5,808	6,326	1,257	5,069			

第5表【指定都市】令和5年度に60歳に達した者の異動・退職等の状況（令和6年4月1日実績）

(単位：人)

	合計	常勤職員	管理監督職を占める職員				常勤職員	退職	管理監督職を占める職員			管理監督職を占める職員以外					
			常勤職員	非管理職への異動	特例任用	それ以外			常勤職員	退職	定年前再任用短時間勤務職員	それ以外	退職	定年前再任用短時間勤務職員	それ以外		
									常勤職員	退職	定年前再任用短時間勤務職員	それ以外	退職	定年前再任用短時間勤務職員	それ以外		
札幌市	550	426	82	79		3	344	124	68		68	56	4	52			
仙台市	386	261	64	54	8	2	197	125	64	22	42	61	23	38			
さいたま市	254	195	88	83	4	1	107	59	25	14	11	34	9	25			
千葉市	225	163	72	50	22		91	62	35	1	34	27	7	20			
横浜市	959	813	142	60	82		671	146	49		49	97	1	96			
川崎市	416	292	69	32	27	10	223	124	68	12	56	56	12	44			
相模原市	176	116	57	29	27	1	59	60	32	26	6	28	15	13			
新潟市	289	198	42	25	13	4	156	91	42	18	24	49	12	37			
静岡市	196	146	42	33	9		104	50	28	7	21	22	8	14			
浜松市	219	136	61	58	3		75	83	40	20	20	43	25	18			
名古屋市	834	583	79	52	27		504	251	89	22	67	162	84	78			
京都市	422	289	24	20	4		265	133	84	4	80	49	23	26			
大阪市	772	600	108	49	57	2	492	172	65	3	62	107	39	68			
堺市	193	130	38	32	6		92	63	25	9	16	38	25	13			
神戸市	562	441	79	67	12		362	121	33	11	22	88	32	56			
岡山市	243	102	11	10	1		91	141	103	95	8	38	22	16			
広島市	393	236	58	42	16		178	157	89	5	84	68	28	40			
北九州市	366	284	84	55	29		200	82	37		37	45	10	35			
福岡市	392	307	143	78	64	1	164	85	46	5	41	39	8	31			
熊本市	315	222	63	57	6		159	93	32	4	28	61	19	42			
計	8,162	5,940	1,406	965	417	24	4,534	2,222	1,054	278	776	1,168	406	762			

第6表【都道府県】管理監督職勤務上限年齢の（条例）措置状況（令和6年4月1日実績）

(単位：人)

	合 計	60歳を超える管理監督職勤務上限年齢					
		61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66－70歳
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県	1	1					
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山县							
石川県	5	5					
福井県							
山梨県							
長野県	4	4					
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山县	3					3	
鳥取県							
島根県							
岡山县							
広島県							
山口県	8	8					
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県	50	50					
福岡県							
佐賀県							
長崎県	1	1					
熊本県							
大分県	2	2					
宮崎県	6	6					
鹿児島県							
沖縄県							
計	80	77				3	

第7表【指定都市】管理監督職勤務上限年齢の（条例）措置状況（令和6年4月1日実績）

(単位：人)

	合 計	60歳を超える管理監督職勤務上限年齢					
		61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66－70歳
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市	3	3					
名古屋市	27	27					
京都都市							
大阪市	37					37	
堺市	8	8					
神戸市							
岡山市							
広島市	16	16					
北九州市	39	39					
福岡市							
熊本市							
計	130	93				37	

**第8表【都道府県】 管理監督職勤務上限年齢による降任等後の職位の状況
(令和6年4月1日実績) (一般行政職)**

(単位：人)

降任等前 における 職位	職位			合計
	課長補佐相当職	係長相当職	その他の職員	
部（局）長相当職	146	43	0	189
課長相当職	982	163	9	1,154
課長補佐相当職	230	173	7	410
その他の職員	7	24	13	44
合計	1,365	403	29	1,797

(降任等後の主な職務内容)

(単位：人)

	これまで培った知識 や経験を活かせる ライン業務	それ以外	高度な特命 業務			後輩の育成等	住民相談や サポート業務等	合計
			業	務	等			
一般行政職	1,420	377	213	115	49			1,797

**第9表【指定都市】 管理監督職勤務上限年齢による降任等後の職位の状況
(令和6年4月1日実績) (一般行政職)**

(単位:人)

降任等前 における 職位	職位			合計
	課長補佐相当職	係長相当職	その他の職員	
部（局）長相当職	101	34	9	144
課長相当職	123	104	16	243
課長補佐相当職	0	21	0	21
その他の職員	0	0	35	35
合計	224	159	60	443

(降任等後の主な職務内容)

(単位:人)

	これまで培った知識 や経験を活かせる ライン業務	それ以外	高度な特命 業務	後輩の育成等	住民相談や サポート業務等	合計
一般行政職	219	224	85	70	69	443